

情報コーナー

・定員のある催しもの等で特に指定のないものは先着順 ・催しもの等の参加時は飲み物と筆記用具持参で
 凡例 ④…問い合わせ先 ⑤…申し込み HP…ホームページ QRコード…ウェブ・メール

すとりと

対象は市内在住・在勤・在学者。
 問い合わせは各担当先へ。

11月の 納税・ 納付

- ▶国民健康保険税(普通徴収) 第6期
 - ▶後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第5期
 - ▶介護保険料(普通徴収) 第6期
- 11/30までに市指定金融機関、コンビニ、スマートフォン決済で

日曜・夜間納税窓口

市役所第2庁舎 納税課、後期高齢者・重心医療室
 日曜 9時～12時30分
 夜間 ④(⑤・⑥を除く) 21時まで

新型コロナの影響で催し・施設・窓口等に変更の場合あり。事前に確認を。



- 広報「そうか」掲載の催事は、感染防止策を講じて開催します。
- 公共施設を利用する時は、基本ルールと運営基準を守ってください。

基本ルール

【主催者】

- ・体調不良者の利用禁止
- ・利用人数の制限
- ・換気の徹底
- ・利用責任者が参加者を把握

【主催者と参加者】

- ・密閉、密集、密接を避ける
- ・マスクの着用
- ・こまめに手洗い、消毒
- ・うがい
- ・検温、健康チェックし、体調不良を感じたら外出しない

※状況により中止・延期となる場合があります。
 詳細は市HPまたは各担当課へ確認してください。

施設利用・事業・イベントの制限を解除 歌唱や会食を伴う活動等での施設利用を再開

※高年者福祉施設入浴サービスを除きます

詳細は各施設にお問い合わせください

埼玉県における段階的緩和措置等の終了に伴う市内公共施設の利用及び事業・イベントについては、県の方針を踏まえ、以下のとおりとします。

■対応内容

- ・公共施設、学校開放を通常運用時間に戻します。
- ・カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、会食を伴う活動での利用を再開します。
 ※であいの森の入浴サービスは、準備が整い次第再開予定です。再開日は改めて市HPでお知らせします。
- ※ふれあいの里の入浴サービスは、漏水のため当面の間休止。
- ・「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、施設及び利用用途ごとに三密(密閉・密集・密接)を回避する対策を講じてください。

☎総合政策課 ☎922-0749 ☎927-4955

お知らせ

保育所等の4月入園・入室受付 11/20④～23⑤ 中央公民館

■対象

保育園、認定こども園の保育部分、地域型(小規模・家庭的)：保護者の就労や疾病等により保育を必要とする乳幼児

家庭保育室：保護者の就労や疾病等により保育を必要とする生後6週以上満2歳未満の乳幼児

■書類配布 保育課・各保育所等・子育て支援センターで配布(市HPからも入手可)

④11/20④～23⑤9時～17時に中央公民館へ(11/23⑤まで保育課窓口では受け付けません)。

- ・入場は保護者1人で。
 - ・公共交通機関での来場に協力を。
- ☎保育課 ☎922-1491 ☎922-3274

放課後児童クラブ4月入室 申込受付中

■対象 保護者や同居者の就労等により放課後保育を必要とする小学生(令和4年4月現在)

■必要書類 児童クラブ入室申込書・稼働証明書等保育を必要とすることを証明する書類

■書類配布 子ども育成課・各児童クラブ・子育て支援センターで配布(市HPからも入手可)

④①郵送申込 11/18⑥(消印有効)までに、特定記録郵便で子ども育成課

へ。郵送料は自己負担。
 ②会場申込 11/20④～23⑤9時～17時に中央公民館へ。

☎子ども育成課 ☎922-1448 ☎922-3274

11月は「ケアラー月間」 フォーラムをオンラインで開催

援助が必要な親族などを無償で世話しているケアラーは、支援の手が届きにくく社会問題化しています。特にヤングケアラーと定義される18歳未満のケアラーは学業や進路に大きな影響があり深刻な問題になっています。全国に先駆けケアラー支援条例を制定した埼玉県では、11月をケアラー月間と定め、ケアラーやヤングケアラー支援について考えるフォーラムを11/23④13時～15時30分にオンラインで開催します(④11/19④までに県HP内申込専用フォームで)。また、社会全体で支えられるよう、団体や事業者等による「ケアラー支援宣言」を募集、周知します。この機会にケアラーやヤングケアラーについて考えてみませんか。詳細は県HPで確認してください。☎県地域包括ケア課 ☎048-830-3266 ☎048-830-4781

家族をケアする人の相談に応じます 「ケアラー相談窓口」

市では、介護や障がい、疾病などで援助が必要な親族などを世話しているケアラーの相談に応じています。一人で悩まず、話してみませんか。相談窓口の一覧は公民館・文化センター、コミセンなどで配布します。☎福祉政策課 ☎922-1234 ☎922-1066

聖火リレーの感動を もう一度 アコスビジョン、 YouTubeで放映



YouTube草加市公式チャンネル(QRコード)で放映中のオリンピック聖火リレーの様子をアコスビジョンでも放映します。アコスビジョンは11/18④までの④～⑥、11/19④～12/31④は毎日、毎時12～13分に放映(変更の場合あり)。☎広報課 ☎922-0549 ☎922-3041

11・12月は障がい者用駐車場 マナーアップキャンペーン強調月間

障がい者用駐車場は、車椅子使用者や体の不自由な高齢者、障がい者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人のための、幅の広い駐車区画です。必要がない人は駐車しないよう、皆さんの協力をお願いします。☎県福祉政策課 ☎048-830-3391 ☎048-830-4801



物産・観光情報センターで作品PR 多目的スペース利用者募集

オリジナル作品のPRや展示・販売に利用してみませんか。市内企業・在住者対象。料金は展示1日2500円、販

売1日3750円。④利用希望日2か月前の1～21日に物産・観光情報センターへ。☎921-1800 ☎921-1811

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間 専用相談電話を開設

11/12④～18⑥8時30分～19時(13④・14④は10時～17時)。専用 ☎0570-070-810。女性をめぐる様々な人権問題について専用電話による相談を受け付けます。法務局職員と人権擁護委員が対応し、秘密は厳守します。☎さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

11/14は県民の日 県誕生150年目を 祝おう



明治4(1871)年11月14日に「埼玉県」が誕生しました。埼玉150周年特設WEBサイト「Colorful」(QRコード)で県の歴史や、著名人のインタビュー、各企業・団体と連携し制作した150周年記念商品などを紹介しています。☎県県民広聴課 ☎048-830-3192 ☎048-822-9284

